

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年9月14日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐 藤 元

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 025(275)1100

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 近 藤 充

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 025(275)1100

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 近 藤 充

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第51期 第1四半期累計期間	第52期 第1四半期累計期間	第51期
	自 平成22年 5月 1日 至 平成22年 7月31日	自 平成23年 5月 1日 至 平成23年 7月31日	自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日
売上高 (千円)	3,246,990	3,510,409	27,055,994
経常損失()又は経常利益 (千円)	405,940	25,353	1,106,358
四半期純損失()又は 当期純利益 (千円)	312,430	25,720	465,599
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	543,775	543,775	543,775
発行済株式総数 (株)	5,075,500	5,075,500	5,075,500
純資産額 (千円)	8,704,606	9,337,706	9,439,194
総資産額 (千円)	22,666,613	22,946,360	25,463,711
1株当たり四半期純損失() 又は当期純利益金額 (円)	65.03	5.35	96.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			15
自己資本比率 (%)	38.4	40.7	37.1

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第51期及び第52期第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第51期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準等からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

5 第51期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第二部上場10周年記念配当額5円を含んでおります。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

訴訟事件等について

当社が製造・販売する切り込み入り切り餅において、越後製菓株式会社(以下「控訴人」という)所有の特許権を侵害するものとし、控訴人より平成21年3月11日付で東京地方裁判所へ、当該製品の製造・販売等差止め請求、及び14億85百万円の損害賠償を求める訴えがなされましたが、平成22年11月30日に同裁判所は控訴人の請求をいずれも棄却する判決を下しました。

これに対し、控訴人から平成22年12月13日付で知財高等裁判所へ同判決を不服とした控訴の提起があったため、当社は第一審に引き続き、一貫して当社製品は控訴人の特許を侵害するものではないと主張して参りましたが、平成23年9月7日に同裁判所から、当社の製品は控訴人の特許を侵害し、控訴人の特許は無効とできないという中間判決の言い渡しがありました。

当社はこの判決に対して現時点でも控訴人の特許を侵害するものではないと考えておりますので、今後も知財高裁で続く損害論の審理において、その先の最高裁への上告も視野に入れ争って参ります。

なお、本訴訟の結果を現時点において予測することができませんので、当社の業績に及ぼす影響額は不明であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災の影響による供給連鎖体制の寸断や原子力発電所の事故の影響から、生産活動の縮小、消費自粛、風評被害等に加え、円高の進行も重なり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は、安全・安心かつ美味しさの追及に重点をおいた包装餅及び包装米飯の適正価格での健全な販売及び製品の安定供給に努めるとともに、お客様の消費動向を捉えながら多様化する消費者ニーズに対応した販売企画等の各施策の推進に取り組んでまいりました。

また、節電に対応した生産体制による安定供給、シンチレーションサーベイメータ(放射性物質測定器)導入による品質の安全性確保、テレビCM製作や販売企画等の各施策の立案等、需要期に向けた体制整備に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は35億10百万円(前年同期比8.1%増)となりました。

利益面につきましては、売上高の増加にともなう生産量の増加及び生産効率の改善等によるコスト低減によって売上総利益が増加(前年同期比1億83百万円増)したことに加え、営業外収益における受取手数料が増加したことから、営業損失は2億43百万円(同1億74百万円減)、経常損失は25百万円(同3億80百万円減)となりました。また、前年同期に比較し特別損失が55百万円減少した結果、四半期純損失は25百万円(同2億86百万円減)となりました。

当社は食品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、製品分類別における販売の動向は以下のとおりであります。

包装餅製品につきましては、東日本大震災による消費者の食料品備蓄意識の高まりから、震災後の需要増の反動等もあり、当第1四半期累計期間の売上高は6億26百万円(前年同期比7.8%減)となりました。

包装米飯製品につきましては、農林水産省が推進する東日本の被災地支援プロジェクトに賛同し、被災5県(岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県)のお米を原料に生産した「サトウの銀シャリ3食セット」と「サトウのこだわりコシヒカリ3食セット」に「がんばろう東日本！食べて応援しよう！」の応援シールを貼付し、全国へ出荷する企画の実施等もあり、売上高は28億81百万円(前年同期比12.4%増)となりました。

その他製品の売上高は1百万円(前年同期売上高3百万円)となりました。

なお、当社は主力製品である包装餅が季節商品(特に鏡餅)であり、その販売が年末に集中するため、第3四半期会計期間の売上高及び利益が他の四半期会計期間に比べ著しく増加する傾向があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は134億8百万円となり、前事業年度末に比較し24億46百万円減少いたしました。

これは、商品及び製品(前事業年度末比15億84百万円増)並びに仕掛品(同2億13百万円増)は増加いたしました。受取手形及び売掛金(同25億69百万円減)並びに原材料及び貯蔵品(同16億5百万円減)の減少が主な要因となっております。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は95億37百万円となり、前事業年度末に比較し70百万円減少いたしました。

これは、減価償却の実施による有形固定資産(前事業年度末比56百万円減)の減少が主な要因となっております。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は112億68百万円となり、前事業年度末に比較し22億63百万円減少いたしました。

これは、支払手形及び買掛金(前事業年度末比3億38百万円増)は増加しましたが、短期借入金(同20億円減)及び法人税等の納税による未払法人税等(同2億31百万円減)の減少が主な要因となっております。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は23億39百万円となり、前事業年度末に比較し1億52百万円減少いたしました。

これは、長期借入金(前事業年度末比1億41百万円減)の減少が主な要因となっております。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は93億37百万円となり、前事業年度末に比較し1億1百万円減少いたしました。

これは、配当金の支払及び当第1四半期純損失による利益剰余金(前事業年度末比97百万円減)の減少が主な要因となっております。

(3) 事業上及び財務上の対応すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は33百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,300,000
計	16,300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,075,500	5,075,500	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	5,075,500	5,075,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年5月1日～ 平成23年7月31日		5,075,500		543,775		506,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 270,800		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,803,100	48,031	同上
単元未満株式	普通株式 1,600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,075,500		
総株主の議決権		48,031	

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式99株を含めております。

【自己株式等】

平成23年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	新潟市東区宝町13番5号	270,800		270,800	5.33
計		270,800		270,800	5.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,079,716	2,163,856
受取手形及び売掛金	5,556,722	2,987,057
商品及び製品	999,216	2,583,442
仕掛品	322,934	536,839
原材料及び貯蔵品	6,526,063	4,920,504
その他	376,197	219,707
貸倒引当金	5,300	2,700
流動資産合計	15,855,551	13,408,708
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,198,774	2,170,189
機械及び装置（純額）	2,431,118	2,368,068
土地	1,821,489	1,821,489
その他（純額）	235,892	270,765
有形固定資産合計	6,687,274	6,630,511
無形固定資産	26,773	25,300
投資その他の資産		
投資不動産（純額）	2,003,383	2,000,246
その他	915,998	906,862
貸倒引当金	25,270	25,270
投資その他の資産合計	2,894,112	2,881,839
固定資産合計	9,608,160	9,537,651
資産合計	25,463,711	22,946,360

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,169,230	2 1,508,044
短期借入金	9,450,000	7,450,000
未払法人税等	237,000	5,305
引当金	274,254	170,109
その他	2 2,402,312	2 2,135,503
流動負債合計	13,532,797	11,268,962
固定負債		
長期借入金	1,742,260	1,600,370
退職給付引当金	476,238	470,700
引当金	70,320	71,483
その他	202,900	197,138
固定負債合計	2,491,719	2,339,692
負債合計	16,024,517	13,608,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	543,775	543,775
資本剰余金	506,000	506,000
利益剰余金	8,604,173	8,506,384
自己株式	305,467	305,467
株主資本合計	9,348,480	9,250,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	90,713	87,015
評価・換算差額等合計	90,713	87,015
純資産合計	9,439,194	9,337,706
負債純資産合計	25,463,711	22,946,360

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	3,246,990	3,510,409
売上原価	2,329,232	2,408,847
売上総利益	917,757	1,101,562
販売費及び一般管理費	1,335,931	1,345,364
営業損失()	418,173	243,802
営業外収益		
受取利息	758	248
受取配当金	1,173	2,840
受取手数料	5,506	231,963
その他	80,351	58,725
営業外収益合計	87,789	293,777
営業外費用		
支払利息	39,244	39,988
賃貸費用	26,553	26,148
その他	9,758	9,191
営業外費用合計	75,556	75,328
経常損失()	405,940	25,353
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,200	-
特別利益合計	1,200	-
特別損失		
固定資産除却損	3,817	-
投資有価証券評価損	-	706
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	52,420	-
特別損失合計	56,237	706
税引前四半期純損失()	460,977	26,060
法人税、住民税及び事業税	1,871	1,134
法人税等調整額	150,418	1,474
法人税等合計	148,547	340
四半期純損失()	312,430	25,720

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1. 偶発債務

前事業年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年7月31日)
仕入取引の担保として差入れた振出手形 101,000 千円	仕入取引の担保として差入れた振出手形 101,000 千円
	<p>当社が越後製菓株式会社(以下「控訴人」という)から、平成22年12月13日付で提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件において、平成23年9月7日に知的財産高等裁判所より、以下のとおり中間判決の言い渡しがありました。</p> <p>1. 中間判決のあった年月日及び裁判所 平成23年9月7日 知的財産高等裁判所</p> <p>2. 訴訟の経緯 当社が製造・販売する切込み入り切り餅において、控訴人所有の特許権を侵害するものとし、控訴人より平成21年3月11日に東京地方裁判所へ、当該製品の製造・販売の差止め請求、及び14億85百万円の損害賠償を求める訴えがなされました。 これに対し当社は、一貫して当社製品は控訴人の特許権を侵害するものではないと主張して参りました結果、平成22年11月30日に東京地方裁判所より控訴人の請求をいずれも棄却する判決が下されましたが、控訴人はこの判決を不服として控訴していたものであります。</p> <p>3. 中間判決の内容 当社製品は本件発明の技術的範囲に属する。 控訴人の特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。</p> <p>4. 今後の見通し 当社はこの判決に対して、現時点でも控訴人の特許を侵害するものではないと考えておりますので、今後も知財高裁で続く損害論の審理において、その先の最高裁への上告も視野に入れ、争って参ります。 なお、本訴訟の結果を現時点において予測することができませんので、当社の業績に及ぼす影響額は不明であります。</p>

2. 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期支払手形及び設備支払手形が、当四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年7月31日)
支払手形及び買掛金	219,866 千円	357,665 千円
その他流動負債(設備支払手形)	5,314 千円	5,314 千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)

及び当第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

当社は、主力製品である包装餅が季節商品(特に鏡餅)であり、その販売が年末に集中するため、第3四半期会計期間の売上高及び利益が他の四半期会計期間に比べ著しく増加する傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
減価償却費	234,398 千円	206,164 千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月21日 定時株主総会	普通株式	96,092	20.00	平成22年4月30日	平成22年7月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月27日 定時株主総会	普通株式	72,069	15.00	平成23年4月30日	平成23年7月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

前第1四半期累計期間(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)

及び当第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)

及び当第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

当社は、食品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額 (算定上の基礎)	65円03銭	5円35銭
四半期純損失金額(千円)	312,430	25,720
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	312,430	25,720
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,804	4,804

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月12日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第52期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項「(四半期貸借対照表関係) 1.偶発債務」に記載されているとおり、会社は越後製菓株式会社から提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件において、平成23年9月7日に知的財産高等裁判所より、当社製品が同社所有の特許権を侵害する旨の中間判決が言い渡されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。